

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和 5 管理年度における数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 29 日

山口県知事 村岡 嗣政

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

97.3 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県くろまぐろ（小型魚）日本海定置漁業	16.4 トン
山口県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	80.8 トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

25.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県くろまぐろ（大型魚）漁業	25.8 トン

第 3 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県するめいか漁業	現行水準